

世界の30%を保全区にー新しい目標で何が変わるか

文・図表

夏原由博(代表理事、会長)

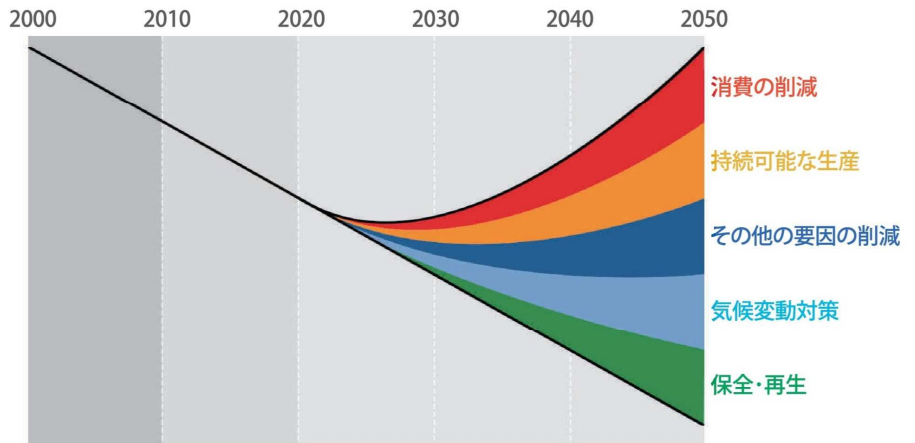


図-1 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の組み合わせ (地球規模生物多様性概況第5版)

はじめに

生物多様性の主流化とは何でしょうか。スーパーで食品を買うとき、何を考えますか。美味しいかどうか、値段、賞味期限、添加物の有無などでしょう。この食品が生物多様性にどのように影響しているかなどとは考えませんね。これが主流化していないということです。お米は有機栽培でなければ殺虫剤や除草剤によって赤とんぼや水草のいのちを奪っています。インスタントラーメンやポテトチップスで使っているパーム油を得るためにオランウータンの住む熱帯雨林が伐採されています。ガソリンなど化石燃料やプラスチックの使用は気候変動などを通じて生物多様性全体を危機にさらしています。生物多様性条約COP15では、行政、企業、市民がそれぞれの行動を生物多様性にプラス(ネイチャーポジティブ=自然再興)になるように変えることを求めています。

ネイチャーポジティブは、2021年にイギリスで開催されたG7首脳会議で発表された「2030年自然協約」で、生物多様性損失の「ネット・ゼロ」を達成するのみならず、持続可能かつ包摂的な発展を促進することに焦点を当てつつ、人々と地

球双方にとって利益となるようなネイチャーポジティブを達成しなければならぬ」としています。そのための手段として、消費の削減、持続可能な生産、気候変動対策、保全・再生などの行動によって達成すべきだとしています(図-1)。本稿では、ネイチャーポジティブの考え方がCOP15で採択された新しい目標にどう生かされたか、さらにその目標のために私たちが何ができるのかについて解説します。

COP15第二部

生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)は2020年に中国昆明で開催される予定でしたが、新型コロナウイルスのため、第一部が2021年10月にオンラインで行われ、第二部は2022年12月7日から19日まで196か国の参加で議長国は中国のままで会場をモントリオールに変えて開催されました。第一部が開催された際に書いた解説(都市と自然2021年12・1月号)も参考にしてください。

第二部の大きな議題は2020年以後の新しい目標である昆明-モントリオールグローバル生物多様性枠組(新枠組)です。新枠組は11のセクションから構成されています。セク

表-1 昆明・モントリオール生物多様性枠組

2050ゴール(自然と共生する世界)	
ゴールA: 生態系回復	
ゴールB: 持続可能な利用	
ゴールC: 遺伝資源の利益配分	
ゴールD: 資金・技術アクセス	
2030ターゲット (生物多様性の損失を止め反転させる)	
生物多様性への脅威の低減	1. 空間計画と管理 2. 自然再生 3. 30by30 4. 種・遺伝子の保全 5. 野生生物乱獲防止 6. 外来種対策 7. 汚染削減 8. 気候変動
	9. 野生種の持続的利用 10. 持続可能な農林漁業 11. 自然の調整機能強化 12. 都市緑化と親水空間 13. 遺伝資源へのアクセスと利益配分
	14. 生物多様性の主流化 15. ビジネス 16. 持続可能な消費 17. バイオセーフティ 18. 有害補助金の削減 19. 資金 20. 能力構築、技術移転 21. 知識へのアクセス 22. 先住民、女性、若者参加 23. ジェンダー公平性

ションGでは2050年までの長期目標(ゴール)、セクションHでは2030年までの23の短期目標(ターゲット)が掲げられています(表-1)。長期目標は4つに分かれており、A:生態系を回復し、絶滅リスクを1/10に減少させる。B:生物多様性の持続的な利用・管理、C:デジタル情報を含む遺伝資源による利益の公平な配分、D:生物多様性を回復するための資金や技術の確保です。

新しい目標

新枠組では愛知目標とくらべて、数値目標を含め、より具体的にされたことと、生物多様性の主流化のための新しい考え方が導入されたことが特徴的です(表-2)。まず、目標2は修復する面積を2倍の30%に増やしました。2021年7月の草案で書かれていた20%からも増加していて驚いています。目標3はいわゆる30by30と呼ばれる目標で、2030年までに地球上の30%を自然保護区とするものです。保護区面

表-2 昆明ーモントリオール目標と愛知目標との比較

昆明ーモントリオール目標	愛知目標
2 劣化した陸域と海域の生態系の少なくとも30%を再生する	劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の保全と回復
3 陸域と海域の少なくとも30%を保全管理する	陸域の17%、また海域の10%を保全管理する
6 優先度の高い侵略的外来種の導入と定着の防止、他の侵略的外来種の導入・定着率を2030年までに少なくとも50%削減し、特に島などの優先サイトにおいて侵略的外来種を根絶または防除する	優先度の高い侵略的外来種が制御又は根絶される。
7 過剰な栄養素と農薬・有害な化学物質を半減する。プラスチック汚染の防止、削減、排除に向けて努力する	過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる
8 気候に対する行動による生物多様性への負の影響を最小化し、正の影響を向上させる形で、自然に根ざした解決策および/または生態系に根ざした緩和、適応および防災・減災行動によって、気候変動が生物多様性に及ぼす影響を最小化する	気候変動により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について人為的圧力が最小化され、その健全性と機能が維持される
10 農林漁業、養殖におけるアグロエコロジーや革新的アプローチなど生物多様性に配慮した活動の増加などによる持続可能な管理。	絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくす。農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される
11 自然に根ざした解決策/生態系に根ざしたアプローチによる気候調節や自然災害からの保護等	生態系が水に関連するものを含む不可欠なサービスを提供し、人の福利に貢献する。
12 生物多様性の保全と持続可能利用を主流化することにより、都市の緑地と水面を増加させ、生物多様性に配慮した都市計画	
15 ビジネスにおける生物多様性へのプラスの影響の増大と持続可能な消費のための情報提供	
16 人々が持続可能な消費の選択をすることを奨励し、食料廃棄物の半減など消費のグローバルフットプリント削減	
18 有害な補助金等を年間5000億ドルずつ削減する	補助金を含む生物多様性に有害な奨励措置が廃止され、正の奨励措置が策定され、適用される

積の目標が30%に拡大された背景には、2019年の地球規模生物多様性概況(GB05)で愛知目標の20の個別目標のうち6つが一部達成と評価されたものの完全に達成された目標はひとつもなかったことから、取組をさらに拡大させることが求められたことがあります。

目標6では侵略的外来種について、数値目標が加えられました。目標7では汚染物質についてより具体的な内容が示されるとともにプラスチック汚染が加えられています。目標8から16は、愛知目標では明確でなかった「自然に根ざした解決策」(NbS:前報参照)という考え方が背景にあります。ターゲット8では気候変動と生物多様性の関係をより広くとらえ、気候変動対策にNbSを取り入れるとともに、生物多様性に良い影響をあたえるような気候変動対策を選択する必要性を述べています。目標10は持続的な農林水産業に関する目標ですが、具体的にアグロエコロジー(農

業生態学)といった方法が明記されています。有機農業に象徴されるような自然の力を利用した農法に活用され、NbSともつながっています。目標11は防災との関わりを示しています。目標12は都市計画で生物多様性を考慮する必要性を指摘しています。目標15は企業活動が生物多様性に悪い影響を与えないようにするだけでなく、良い影響を与えるように誘導することを目指しています。これについては後で述べます。目標16は消費が生物多様性に与える影響を重視しています。目標15と並んで企業(生産・流通)と消費者が取り組むべき課題です。目標18は生物多様性に有害な補助金や政策をなくすもので、愛知目標でも掲げられていましたが、今回は具体的な金額が示されています。

どうやって保護区を増やすか: OECM

わが国の保護地域は陸地で21.4%であり、愛知目標は満たして

いますが、新しい目標にはとどきません。新たに自然保護区を増やすことは難しいため、それに代わる方法としてOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）という制度が試行されています。環境省は2022年度に日本版OECMである自然共生サイトを募集し、大阪府内では阪南セブンの海の森が参加しています。

現在示されている認定基準は、4つの大項目から構成されています。1つめは場所がはっきりと区切られていることです。2つめは土地所有者と管理者が明らかなこと。3つめは表3に示したように生物多様性の価値があること。4つめは保全効果があることをモニタリングによって評価することです。モニタリング調査は5年に1回程度とされています。

自然共生サイトとしては次のような場所が考えられます。

- (1)自然保護を目的に掲げているが保護地域として認めていない場
(トラスト地など)
- (2)自然保護が第一の目的ではないが、管理目的にあり自然保護に寄与する場（里山、企業緑地、遊水地）
- (3)自然保護を目的に持たないが、管理の結果として自然保護に寄与する場（茅場や薪炭林など）

選定基準には面積は定められていないので、基準を満たせば都市公園や社寺林なども自然共生サイトにすることができます。

現在のところ助成金などはありませんが、登録を増やすには経済的インセンティブが必要だという議論もなされています。昨年7月に「第1回30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」が開催されました。委員会の議論では、カーボンオフセツ

表-3 自然共生サイトの生物多様性の価値に関する基準

区域の全部又は一部が次のいずれかの価値を有すること	
保全上重要な場	(1)公的機関等によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場
	(2)原生的な自然生態系が存する場
	(3)里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	(4)在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が成立し、生態系サービスを提供する場
	(5)伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の場
重要な種	(6)希少な動植物種が生息生育している場あるいは生息生育している可能性が高い場
	(7)分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
重要な機能	(8)越冬、休息、繁殖、採餌、移動(渡り)など、動物の生活史にとって不可欠な場
	(9)既存の保護地域又は認定地域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連結性を高める機能を有する場

トのような取引可能なクレジット制度、補助金や税制優遇など経済的インセンティブ、その他寄付や森林税のような目的税などが検討されています。クレジットは自然共生サイトの環境価値を定量化して、開発や生産による生物多様性への損失に対して相殺する制度です。アメリカではミチゲーション・バンキングとして導入されています。愛知県でも愛知方式の生物多様性オフセットを試行しています。さらに、イギリスでは喪失した以上の生物多様性を生み出すネットゲイン取引制度を導入しています。2021年に成立した英国環境法で開発に際して、生物多様性が少なくとも10%上回っていなければならないことが決められました。

企業が動き出した

多くの企業活動が原材料の調達や製造、輸送を通じて生物多様性や自然環境と関わっています(図-2)。そのため、企業自らがその影響を評価し対応を示すことが求められています。農産物や水産資源、水を原料とする食品製造のような部門だけでなく、一見自然と無関係な半導体製造でも大量の水を消費します。台湾は2021年に深刻な水

不足にみまわれました。影響が懸念されたのは農業だけでなく、TSMCという世界有数の半導体企業でした。この工場だけで1日15万トンもの水を使います。

2021年に「自然関連財務情報開示タスクフォース」(TNFD)が設立されました。これは、自然を保全・回復する活動に資金の流れを向け直し、自然と人々が繁栄できるようにすることで、世界経済に回復力をもたらすことを目指しています。企業の自然関連リスクを報告し、リスク管理と情報開示の枠組みを提供するための規格作りです。例えば、衣料メーカーは木綿の原料となる綿花を海外から調達します。綿花を栽培することによって、自然環境に問題が生じていないかを把握して、その対応についても公表する。気候変動に関してはすでにTCFDがつくられており、東証のプライム市場に上場している企業には開示が求められています。TNFDについてもキリンが環境報告書の中で公表を始めました。

変わる農業

2022年4月に、みどりの食料システム法(以下、みどり法)が施行されました。これは、生物多様性の低

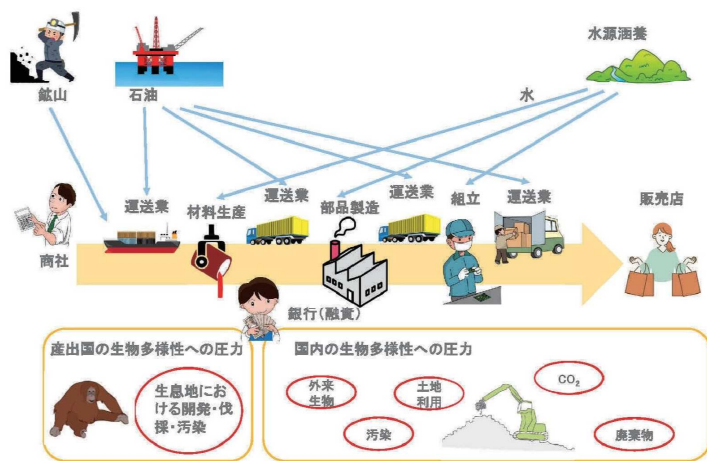


図-2 製品の製造・販売と生物多様性
(環境省 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/crosslink/index.html をもとに作図)

下など、農業による環境負荷を低減することを目的とし、有機農業の実施面積を2050年までに25%に増やすといった意欲的な戦略目標を実現する法律です。

農業では、75%の食料が昆虫など自然の授粉に頼っており、花粉媒介生物の喪失による被害は2350億ドルから5770億ドルに達するという推定もあります。土壌は炭素貯留能を持っています。

わが国の農業における取組はEU諸国と比べて遅れています。2017年のイタリアの全農地に対する有機農地の割合は15%、EU全体でも7%（2017年）に対し、わが国は0.5%にすぎません。わが国の農地で広い面積を占めるのは水田です。私は以前農水省からの委託で水田の生物調査をしたことがありますが、有機水田では農薬を使っている水田とくらべて、クモや赤とんぼ、ナゴヤダルマガエル、ドジョウなどが多く生息し、それらを求めてサギ類も多く飛来するという結果が得られました。

有機農業が普及しない原因のひとつは、収量が減少するため価格が高くなることです。消費者が生物多様性に配慮した米にいくら支

払う意思があるかを調べた研究（豆野ほか2022）では、普通のお米の値段を2000円としたときに、生物にやさしい農法の認証ラベルに加えてトキなど鳥のラベルをつけると支払い意思が865円（44%）増しになることがわかりました。実際には有機栽培米は普通の米の1.5倍から2倍の値段で売られているため、買う人は限られています。そこで、消費者の支払い意思865円に加えて同額程度の行政からの補助金があつて、小売店が積極的に販売すれば有機栽培は普及する可能性があります。

私たちの行動

自然保護活動は自然を破壊する大規模開発に対する反対運動から始まり、里山や都市緑地など身近な自然の保全へとつながっていった歴史を持っています。生物多様性の主流化をめざすためには、どんな自然保護活動をするかというNGO活動のデザイン力が問われます。大阪府や大阪市の生物多様性ネットワークを強化するとともに新たに地域社会との連携力を育てる必要があります。

行政に対しては、枠組に沿った形に生物多様性戦略を改定し、ネ

イチャーポジティブな制度・政策を実施するよう求めます。特に大阪府の海岸は自然海岸0.8%、半自然海岸4.6%であり、これを30%に近づけるためには根本的な変革が必要です。陸についても、大阪府は府域の24.6%が生物多様性保全に資する地域だと書かれていますが、これは保安林や近郊緑地保全区域、府指定鳥獣保護区などを含めた値です。保安林や近郊緑地保全区域は人工林も含まれ、生物多様性の保全を目的にはしていません。生物多様性の保全を目的にしている国定公園、大阪府自然環境保全地域、大阪府緑地環境保全地域、大阪府自然公園、自然海浜保全地区の合計面積は14%程度です。

大阪府のレッドリストでは生物多様性ホットスポット55ヶ所が選定されていますが、夢洲のように脆弱な場所も含まれます。これらの場所では、できる限りモニタリングや観察会を実施することも大切でしょう。保全協会では独自に調査活動や観察会を行っており、地域の生物多様性の可視化に役立っています。

保全協会のトラスト地や里山活動地を自然共生サイトに登録できないか検討する必要があるでしょう。自然共生サイトとなった企業の所有地でのモニタリングに協力することも可能です。環境省が考えているモニタリングは難しいものではなく、例えば対象となる昆虫として、チョウトンボ、オオカマキリなど20種の候補を示しています。

TNFDに関しても、企業や企業団体への働きかけを行う必要があります。商品の製造販売による影響を、生物多様性にプラスに転じることは、持続可能な社会の実現にとって大きな力となるでしょう。